

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	名古屋市教育委員会
指定したモデル地域名	名古屋市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
23	262	111	15		5	416

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

27 年度行った調査で、何らかの支援が必要な発達障害の可能性のある児童生徒は、小・中学校の通常の学級において 4.2%の割合であった。これまで、発達障害対応支援員や発達障害対応支援講師の配置、学習上の支援の拠点となる発達障害の通級指導教室の設置拡大等を行ってきた。しかし、学校現場のニーズにはなかなか応えきれず、市全体の発達障害の可能性のある児童生徒への支援をどのようにしていくのか検討していく必要があると考えた。

そこで、学習上の支援の拠点となっている発達障害の通級指導教室という教育資源を活用した新たな支援のあり方として、発達障害の通級指導教室を設置した学校 1 校に、合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）を配置することにより、通級指導教室を活用している地域内の学校と連携した、域内の学校の効果的な校内支援体制の整備について考えていく。

## 2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】  
発達障害の可能性のある児童生徒の学習上の支援の拠点である発達障害の通級指導教室という教育資源を有効に活用するため、発達障害の通級指導教室1校に、新たに合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）1名を配置する。合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）は、配置校の発達障害の通級指導教室の担当者と連携し、域内の学校で発達障害の通級指導教室で指導を受けている発達障害の可能性のある児童生徒の指導内容の効果的な定着を図るため、在籍校を巡回し、担任と連携のもと、児童生徒の支援をしたり、教職員への研修等を通して指導内容等を伝えたりして、域内の学校の校内体制の整備を図った。

### （1）モデル地域内の学校間の連携を深めるために行った取組

新たに配置した合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）には、定期的に訪問した各学校の状況を報告させたが、その際、学校同士、また、関係機関と学校との連携が進むよう、報告の内容に応じて合理的配慮協力員に具体的な助言を行った。更に、関係学校には、教育委員会の指導主事が直接連絡し、合理的配慮協力員から聞き取った内容を確認するとともに、他の学校の実践や対応の様子を伝えて助言を行った。

### （2）その他の取組

合理的配慮協力員には、学校が要請した市の専門家チーム派遣における児童生徒への支援方法等の情報交換ができるようにしたり、臨床心理士等の専門家との事例検討会を設けたりした。その際には、合理的配慮協力員が関係機関と連携しやすくなるように、連絡を取ったり、直接聞き取りを行ったりした。

### 【モデル地域内における取組】

発達障害の可能性のある児童生徒の学習上の支援の拠点である発達障害の通級指導教室では、児童生徒一人一人の実態に応じて個別の指導計画を策定し、きめ細かな指導を行っている。この発達障害の通級指導教室という教育資源を有効に活用するため、発達障害の通級指導教室1校に、新たに合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）1名を配置した。

合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）は、配置された学校の発達障害の通級指導教室の担当者と連携し、域内の学校で発達障害の通級指導教室で指導を受けている発達障害の可能性のある児童生徒の在籍校での指導内容等の定着を図った。また、児童生徒の在籍校を巡回し、教職員への研修等を通して指導内容等を伝え、域内の学校の校内体制の整備を図った。

### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）は、配置校の発達障害の通級指導教室の担当者と連携し、域内の学校で発達障害の通級指導教室で指導を受けている発達障害の可能性のある児童生徒の指導内容の効果的な定着を図るため、在籍校を巡回し、担任と連携のもとで児童生徒の支援をしたり、教職員への研修等を通して指導内容等を伝えたりして、域内の学校の校内体制の整備を図ることができ、成果が見られた。また、合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）は、担任や対応している支援員等の相談にのったり、指導・助言を行ったりしたが、大変ありがたかったという感想を得ることができた。これは、合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）が、学校の管理職や教育委員会という立場ではないため、気楽に話ができ、これまで発達障害通級指導教室の設置校からの報告では聞くことができなかつた内容やより詳細な内容まで聞くことができたことや、支援方法についてじっくり話を聞いて相談できたことが良かったものとする。担任や支援員は、時に学校の中でも自分一人だけで課題を抱えてしまうこともあり、合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）の巡回によって、専門的な知識や経験があり、かつ学校現場の状況を理解した人材が、学校の実情に応じて臨機応変に活動できることは、校内体制の整備に有効であった。

#### 【課題】

合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）は、配置校の発達障害の通級指導教室の担当者と連携し、域内の学校で発達障害の通級指導教室で指導を受けている発達障害の可能性のある児童生徒の指導内容の効果的な定着を図ることができ、成果が見られた。今後は、合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）が巡回した特定の学校以外の、通級指導教室で指導を受けていない発達障害の可能性のある児童生徒への支援として、合理的配慮協力員（通級指導連携支援員）等の活用についても検討したい。